

## 「コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金」

### ウェブサイト企画公募要項

平成 31 年2月 13 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構

特定非営利活動法人映像産業振興機構(以下、事務局といいます。)では、経済産業省の平成30年度「コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金」のウェブサイトを開設することとし、以下の要領で公募を行います。

1. 目的 事務局において「コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金」の間接補助事業者の公募を行い、事業および事例の広報等を目的としたウェブサイトを開設します。

内容 本ウェブサイトにて求められる具体的な内容と要素は、別紙「コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金」ウェブサイト企画公募要項を参考に、独自のアイデアを盛り込んで提案してください。

2. 契約期間 契約締結日～新元号2年3月31日とします。

3. 応募資格 日本国内に登録された企業・団体等とします。(コンソーシアム形式、共同事業体等での申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が提案書を提出してください。ただし、幹事法人がその業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

4. 応募手続き

① 募集期間

募集開始:平成31年2月13日(水)

締切日:平成31年3月5日(火)18時必着

② 説明会の開催

開催日時:平成31年2月18日(金)13時～14時

場所:映像産業振興機構 ルームG

参加希望の方は 9.に記載する問い合わせ先へ、メールにてお申し込みください。なお、都合により1社3名まででお願い致します。(コンソーシアム形式、共同事業体等の場合は、その中で3名まで)

③ 応募書類

A) 「提案書」を作成してください。提案書には「ウェブサイトの概要」「納品日、納品までのスケジュール」「契約終了までに発生する費用」を必ず含むようにしてください。

B) 「提案書」は2部提出してください。うち、副本は事務局でコピーしますので、ステープラーや製本をせず、クリップなどで綴じてください。

C) 「提案書」正副各1部を1つの封筒に入れてください。

- ※ 応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ※ 応募書類は返却しません。
- ※ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。
- ※ 今後の契約の基本方針となりますので、提案額内で確約されることのみ表明してください。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### ④ 応募書類の提出先

応募書類は郵送等により以下に提出してください。

〒104-0045東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F

特定非営利活動法人映像産業振興機構 宛

※封筒の表面に「コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金ウェブサイト公募書類在中」と朱筆してください。

※持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

### 6. 審査採択について

#### ① 審査方法

採択にあたっては、当事務局内で審査を行い決定します。なお応募締切後、必要に応じて提案に関するヒアリングまたはプレゼンテーションの実施を依頼することがあります。

#### ② 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- A) 応募資格を満たしているか。
- B) 提案内容が、目的、および、内容に適っているか。
- C) 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- D) コストパフォーマンスが優れているか。
- E) 受託に際して適切な体制が組まれているか。
- F) 必要経費・費目を過不足無く考慮し、適正な精算が行われているか。

③ 採択結果の決定及び通知について 採択された申請者については、当該申請者に対しその旨を通知します。

### 7. 契約について

① 採択された提案について、事務局と提案者との間で委託(請負)契約を締結することになります。なお採択決定から契約締結までの間に、協議により、事業内容・構成、規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

② 審査・採択について契約書作成にあたって、条件の協議が整い次第、契約を締結し、その後、開始となりますので、あらかじめ御了承ください。

③ いかなる場合であっても契約前に発生した費用を事務局は負担致しません。

④ 契約条件が合致しない場合には契約締結ができない場合もありますので御了承ください。

## 8. 注意事項

① 既存アプリケーションやシステムの区別は問いませんが、契約期間内には必要な権利が処理されていることを保証してください。

② 経費の計上にあたっては、経費区分をわかりやすく分けて計上してください。(制作費用、維持費用、ライセンス料、サーバ料等)

③ 経費の計上にあたっては消費税および地方消費税等を含んでください。

## 9. 問い合わせ先

特定非営利活動法人映像産業振興機構

メール: [hojokinpr@vipo.or.jp](mailto:hojokinpr@vipo.or.jp)

お問い合わせは電子メールでお願いします。なお、お問い合わせの際は、件名を必ず「コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金ウェブサイト公募についての質問」としてください。また、本文に「所属組織名」「氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」を明記をお願いします。公募の公平性を担保するため、質問と回答は、個人情報特定できない形で、説明会参加者に共有することがあります。

以上